

森林環境譲与税の使途公表について

平成31年度税制改正において、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、令和元年度より、国から都道府県及び市町村に対し「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。

森林環境譲与税の使途については、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

また、本市においては、後年度の事業に要する費用として留保するため、令和元年12月に「和光市森林環境譲与税基金条例」を制定しております。

【令和4年度決算の報告】

歳入：森林環境譲与税 8,784千円

歳出：

(単位：千円)

事業名	事業総額	
		うち森林環境譲与税充当額
森林環境譲与税基金積立金	8,341	8,337
広沢複合施設整備	448	447